

## 運輸安全委員会は、令和5年12月21日(木)、51件の船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

区分	事故:重大0、重大・軽微以外11、軽微26 計37件	インシデント:重大0、重大・軽微以外0、軽微14 計14件
事故等種類(件)	衝突12、乗揚8、衝突(単)6、死傷等4、転覆4、 浸水2、火災1 計37件	運航不能11(機関故障6、推進器故障1、舵故障1、バッテリー過 放電1、絡索1、燃料不足1)、座洲2、運航阻害1 計14件
関係船舶(隻)	漁船13、貨物船12、プレジャーボート9、旅客船5、引・押船4、 タンカー3、水上オートバイ3、非自航船2、作業船1、遊漁船1 計53隻	プレジャーボート7、漁船2、旅客船1、水上オートバイ1、 押船1、非自航船1、遊漁船1、瀬渡船1 計15隻
死傷者等(人)	死亡4、行方不明0、重傷1、軽傷14 計19人	

上記事故のうち、横浜事務所と神戸事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

### ① セメント専用船A(5,730トン)貨物船B(499トン)衝突

名古屋港第1区において、セメント専用船Aは、北北東進中、また、貨物船Bは、南西進中、両船が衝突した

### ② プレジャーボートA(6.50m)乗組員死亡

兵庫県明石市林崎漁港西南西方沖において、プレジャーボートAは、西北西進中、左舷船尾方からの波浪を受け、船長が落水して死亡した

海難防止への  
インフォメーション

① セメント専用船A(5,730トン)貨物船B(499トン)衝突

(名古屋港第1区において、セメント専用船Aは北北東進中、また、貨物船Bは南西進中、両船が衝突した)

【事故概要】

セメント専用船A(5,730トン、12人乗組、セメント約5,000t積載)は、名古屋港第1区の岸壁に向けて北航路を北北東進中、貨物船B(499トン、4人乗組、鋼材約1,589t積載)は、第1区を抜錨し、北航路に向けて南西進中、両船が衝突した

《原因・背景等》

◎両船がVHFで右舷を対して通過することで合意したのち、船長Aは、北航路の右側を減速しながら北北東進を続け、衝突の直前となって左転を始めた

○船長Aは、着岸予定の岸壁が近くなったこと及び航路では右側を航行しなければならないと考えて航路の出口で左転しようと思っていたので衝突の直前となって左転を始めた

◎船長Bは、僅かに左転させていたものの、衝突の直前となって右転を始めた

○船長Bは、A船の右舷側の可航域が狭かったこと及びA船の船首が僅かに右に振れたのを見てA船が右転を始めたと思ったので、衝突の直前となって右転を始めた

《再発防止策》

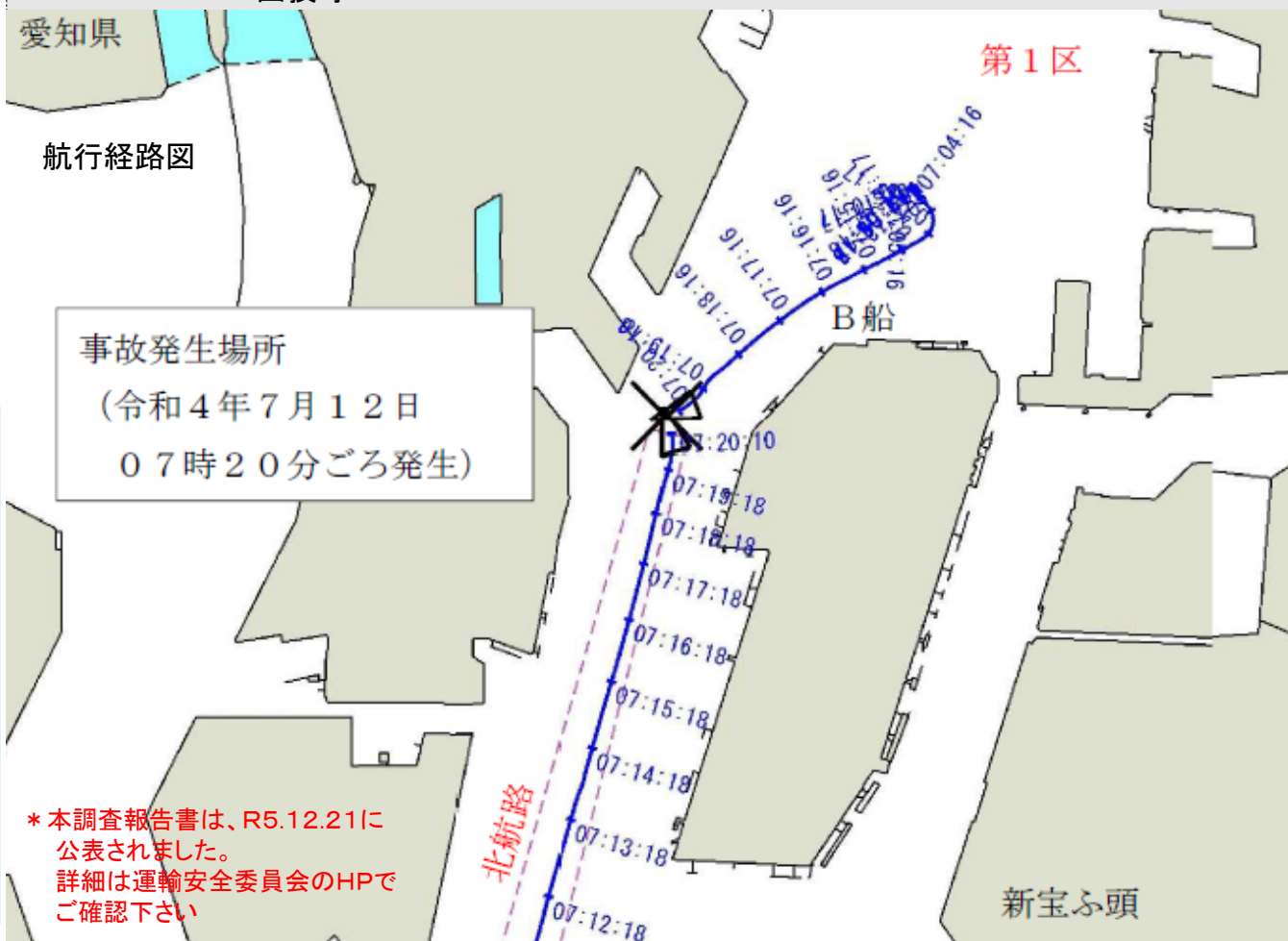
- 船長は、港内状況に応じた操船が必要になるような海域において、接近する他船と通過方法について取り決める場合、単に通過舷を取り決めるのではなく、互いの行き先、速力の増減、転舵する時機など、今後の両船の具体的な行動について確認した上で、通過方法を取り決めること
- 船長は、接近する他船と通過方法について取り決めた場合、取決めを実行していることを他船が容易に認められるよう早期に明確に行動を起こすこと
- 船長は、速力が低下すると保針性が悪くなることを考慮し、減速しながら他船と接近する場合には、あらかじめ大幅に針路を変更するなどし、他船に疑問を抱かせないようにすること
- 船長は、港内において抜錨して航行を始める場合、航行する他船に不安を与えないよう、他船が通過するまで抜錨せずに待機するか、抜錨しても他船の前方に向かない進路として航行を始めること

【発生日時】 令和4年7月12日07時20分ごろ

【発生場所】 名古屋港第1区

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船: 船首部外板及び球状船首に凹損、左舷船尾部外板に擦過傷等  
B船: 左舷船首部外板に破口を伴う曲損、球状船首に亀裂を伴う曲損、左舷船尾部外板に曲損等



\* 本調査報告書は、R5.12.21に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への  
インフォメーション

## ② プレジャーボートA(6.50m)乗組員死亡

(兵庫県明石市林崎漁港西南西方沖において、プレジャーボートAは、西北西進中、左舷船尾方から高さ約2mの波を受け、船長が落水して死亡した)

### 【事故概要】

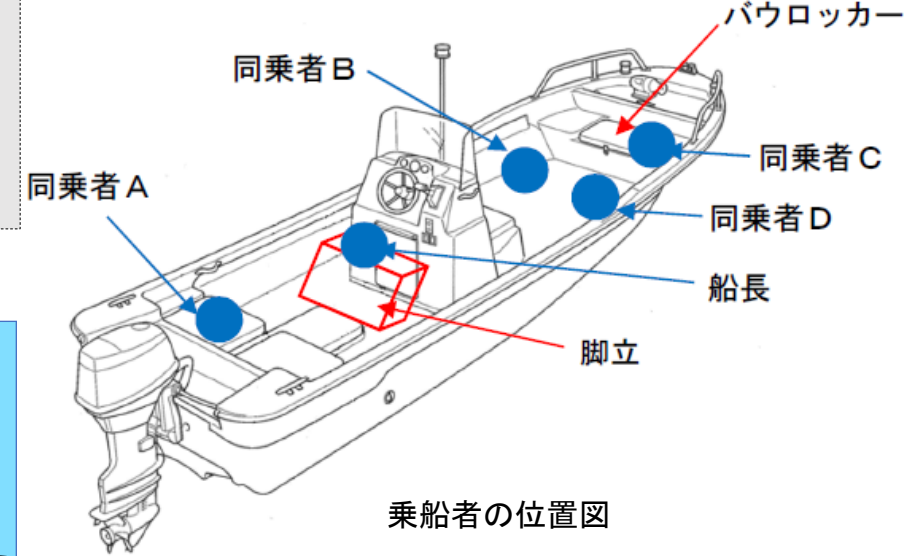
プレジャーボートA(6.50m、1人乗組、同乗者4人)は、強風及び波浪注意報が発表され、南南東方から高さ約2mの波が生じている状況下、左舷船尾方から高さ約2mの追い波を受けて西北西進中、波を乗り越え、続けて来た波を受けて左回頭して右舷方に傾斜し、船長が右舷側に投げ出されて落水して溺死した

【発生日時】 令和5年5月5日10時55分ごろ～11時31分ごろの間

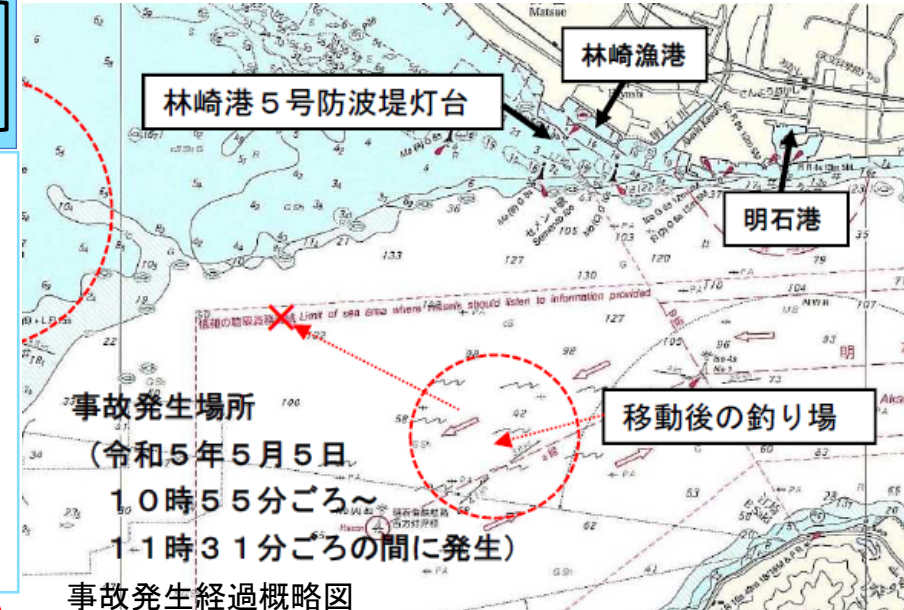
【発生場所】 兵庫県明石市林崎漁港西南西方沖

【死傷者】 死亡1人(船長、落水して溺死)

【損傷等】 なし



乗船者の位置図



事故発生経過概略図

### 《原因・背景等》

◎ A船は、強風及び波浪注意報が発表され、南南東方から高さ約2mの波が生じている状況下、林崎漁港西南西方沖において、左舷船尾方から高さ約2mの追い波を受けて西北西進中、波を乗り越え、続けて来た波を受けて左回頭して右舷方に傾斜し、船長が右舷側に投げ出されて落水した

- 船長は、甲板からブルワーク上縁までの高さが約40cmの中、操舵スタンド後方に置いた座面の高さ約70cmの脚立の上に座っていた
- 船長は、手動膨張式の救命胴衣を着用していたが、本事故後、同救命胴衣が膨張した形跡がなかった

### 《再発防止策》

- (1) 小型船舶の船長は、航行中に波浪の影響を強く受け始めた場合は、姿勢を低くして安定性を高め、横方向からの大波を受けないよう、波浪の大きさや方向に十分注意して航行すること
- (2) 小型船舶の船長は、出航当日の最新の気象情報を確認し、強風及び波浪注意報が発表されている場合、出航を見合わせる事が望ましい
- (3) 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用し、落水した場合、手動で膨張が必要なものは速やかに膨張させ、同乗者にも協力を求めて船上に引き上げてもらうなど、なるべく早く船上に上がるよう努めること